

(令和2年3月20日までに実施予定の学校行事等の対応)

1 現時点において、中止または延期すべき学校行事等

《例》一般の方が来場する行事、部活動の発表会等のすべて

校外における部活動のすべて（定期演奏会・発表会等を含む）

部活動の合宿、練習試合、合同練習等のすべて（但し、日常的にひとつのチームで練習している合同部活動は除く）

支援学校における校外施設での学習活動、職場体験実習等のすべて

2. 現時点において、実施を不可としない学校行事等

・参加者の住所、名前、参加資格等を当日までに把握することを必須とする。

・行事の実施に当たっては、別添の文部科学省からの通知を参照し、参加人数の抑制、会場内の参加者間スペースの確保、内容やプログラムを精選して時間短縮を図ること、予行等を取りやめて本番のみ実施することなど、感染拡大防止の観点から検討すること。

(1) 年度内に実施する必要性が高い行事等

《例》卒業式、学校説明会、閉校関連行事、海外研修

(2) 自校の学校関係者のみにより、校内で行われる行事・部活動の練習等

・学校関係者とは、児童生徒等、教員及び行事等の運営に関わる関係者（保護者、外部指導者等）のこと。

《例》生徒研究発表会、部活動の練習等

※ 外部団体が主催する行事等への対応

大阪府高等学校体育連盟（専門部）主催のすべての行事（公式戦、強化練習、顧問会議、春季大会抽選会、審判講習会等）については、中止、延期または代替の方法を検討するよう要請。それ以外の外部団体が主催する行事の実施については、大阪府の方針により、中止または延期を要請するが、最終的には主催団体の判断による。なお、部活動としての参加は校外の活動となるので不可。